

## 令和5年1月4日以降の利用分から適用

### ☆ 「入場料等」徴収 有 として

割増料金（通常料金の1.5倍）が適用される基準

「会館使用時に 金銭のやり取りがある。

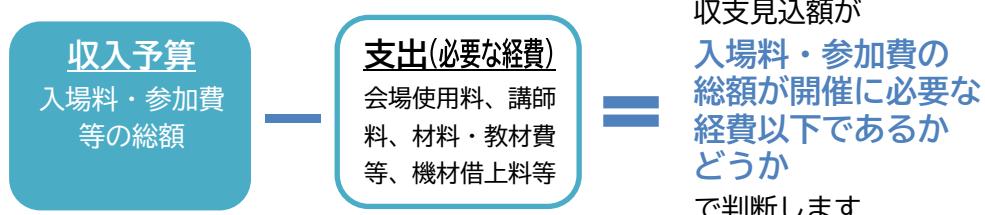
（事前の入場料、参加費の徴収を含みます）」

+

「金銭のやり取りにより 主催者に 利益が上がる（※）」

※収支計画書等で、主催者に 利益があがらないことが確認できる場合、通常料金でご利用いただけます。（様式に決まりはありません）

「主催者に利益があがらない」とは、入場料・参加費等の総額が、開催に必要な経費以下であることをいいます。



### ☆ 「入場料等」徴収 有 として

割増料金（通常料金の1.5倍）が適用される利用例

- ・実費相当額を超える入場料や参加費、会費を徴収する催し
- ・会館使用時に物品や権利の販売、契約行為を行う催事
- ・会館使用時に有償サービスの提供を行うイベント
- ・講師（指導者）自らが活動の主体として指導料を徴収する  
習い事教室、私塾やセミナー

など